

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年9月5日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月19日から同年10月9日まで縦覧に供する。

令和7年9月12日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山下地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高須地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下谷地区	〃
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 石舟池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新居大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 橘赤池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 相生下地区	〃